

1 キャリアパス導入促進事業費補助

事 項	内 容																
目的	都内に所在する介護サービスを提供する民間の事業所等がキャリアパスの導入等に要する費用の一部を都が補助することにより、介護人材の育成を図るとともに、人材の定着促進につなげる。																
補助対象	都内の介護保険事業所																
予算規模	380事業所																
対象経費 及び 補助基準等	<p>1 対象経費 介護職員のキャリアパスの導入に必要な経費で、以下（１）から（３）の経費 なお、レベル2以下の者については、1事業所につき4人までとする。</p> <p>（１）レベル認定者への手当等経費 （２）アセッサーへの手当等経費 （３）キャリアパス導入体制づくり経費</p> <p>＊（１）のレベル認定者は、交付申請基準日（令和3年1月1日現在）に事業所に在籍しているレベル認定者をいう。 なお、レベル認定1年目の者については、交付申請基準日時点でレベルを認定されていることが必要である。 ＊（１）及び（２）は必須経費とする。したがって、（３）のみの申請は不可。 ＊レベル認定者への手当相当額は、認定されたレベルに応じて、事業所内で差を設けること。 ＊アセッサーへの手当相当額は、レベル4認定者の手当相当額と同等とすること。 ＊（３）については、設備整備費及び備品購入費は対象外とする。</p> <p>2 補助基準 （１）基準額 アとイを比較し、いずれか小さい方の額を基準額とする。</p> <p>ア</p> <table border="0"> <tr> <td>① レベル認定者1人の事業所</td> <td>500千円</td> </tr> <tr> <td>② レベル認定者2人の事業所</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>③ レベル認定者3人の事業所</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>④ レベル認定者4人以上の事業所</td> <td>2,000千円</td> </tr> </table> <p>イ 補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの補助基準額の累計額を6,000千円から引いた額</p> <p>（２）上限額</p> <p>ア 1事業所当たり 2,000千円 イ レベル認定者への手当等経費</p> <table border="0"> <tr> <td>① 基準額500千円の事業所</td> <td>240千円</td> </tr> <tr> <td>② 基準額1,000千円の事業所</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>③ 基準額1,500千円の事業所</td> <td>720千円</td> </tr> <tr> <td>④ 基準額2,000千円の事業所</td> <td>960千円</td> </tr> </table>	① レベル認定者1人の事業所	500千円	② レベル認定者2人の事業所	1,000千円	③ レベル認定者3人の事業所	1,500千円	④ レベル認定者4人以上の事業所	2,000千円	① 基準額500千円の事業所	240千円	② 基準額1,000千円の事業所	480千円	③ 基準額1,500千円の事業所	720千円	④ 基準額2,000千円の事業所	960千円
① レベル認定者1人の事業所	500千円																
② レベル認定者2人の事業所	1,000千円																
③ レベル認定者3人の事業所	1,500千円																
④ レベル認定者4人以上の事業所	2,000千円																
① 基準額500千円の事業所	240千円																
② 基準額1,000千円の事業所	480千円																
③ 基準額1,500千円の事業所	720千円																
④ 基準額2,000千円の事業所	960千円																

補助率	10/10
補助対象期間	<p>1 事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間で上限とする。</p> <p>※ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで、3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、5年間まで延長する。</p>
その他	<p>◎補助条件</p> <p>(1) 令和2年度内に、レベル認定者及びアセッサーへ手当相当額を支給していることを条件として付す。</p> <p>(2) 令和2年度に、新たに補助金を申請する事業所の管理者等が、内示を受けた後、令和2年度内に都が実施する職場の人事管理・経営改善等に関するセミナーの受講を修了することを条件として付す。</p> <p>(3) (1) 及び (2) に定めた条件、その他交付要綱に定めた条件に反した場合には、補助金を交付しない。</p>